【勧告後の経緯】
（課徴金納付命令対象者①、②、③及び④とも同日）
審判手続開始決定日　平成22年８月27日
課徴金納付命令日　平成22年９月22日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。
（課徴金納付命令対象者⑤）
審判手続開始決定日　平成22年８月27日
審判手続中（平成23年５月31日現在）

⑨　小池酸素工業株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成22年９月７日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、小池酸素工業株式会社の株式につき、その株価の高値形成を図ろうと企て、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成20年12月18日から平成21年２月10日までの間、33取引日にわたり、直前約定値より高値で、あるいは、成行で大量の買い注文を発注して高値で約定させたり、直前約定値より高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させて株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計40万3,000株を買い付ける一方、同株式合計38万6,000株を売り付け、自己の計算において同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。
【課徴金額】　54万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年９月７日
課徴金納付命令日　平成22年10月４日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑩　マルコ株式会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成22年９月28日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、マルコ株式会社（以下「マルコ」という。）と業務提供サービス基本契約を締結している会社の役員から、同人が同契約の履行に関し知った、マルコが伊藤忠商事株式会社と業務上の提携を行うことを決定した事実の伝達を受け、この事実が公表された平成21年４月20日午後３時30分ころより前の同日午前９時ころから午後３時ころまでの間に、自己の計算において、マルコの株式合計９万3,000株を買付価額1,050万900円で買い付けた。
【課徴金額】　754万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年９月28日
課徴金納付命令日　平成22年10月19日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑪　株式会社アルファクス・フード・システム役員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成22年10月22日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社アルファクス・フード・システム（以下「アルファクスフード」という。）の役員から、同人がその職務に関し知った、アルファクスフードが自己の株式の取得を行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年８月24日午後４時30分ころより前の同年７月22日午後２時36分ころから同年８月24日午後３時２分ころまでの間に、当該課徴金納付命令対象者の親族の計算において、アルファクスフードの株式合計84株を買付価額588万7,600円で買い付けた。
本件は、アルファクスフードの役員から、「自己株式の取得を行うことの決定」という重要事実の伝達を受けた者（違反行為者）が、当該重要事実の公表前に、違反行為者の親族名義口座で、親族の計算において、アルファクスフードの株式の買付けを行っていたものである。
他人の証券口座を借用して株の売買を行ういわゆる借名取引案件は、従来より存在するが、本件は、違反行為者が自己の資金を用いたり、自己の利益を図ったりする借名取引案件ではなく、親族の資金で、親族の証券口座で、親族のために売買を行っていたものである。
金商法においては、違反行為者本人の「自己の計算における売買」が、課徴金を課すうえでの要件であるが、平成20年の法改正により、例えば本件のように、近親者等のために行った売買も、違反行為者本人の自己の計算において行った売買とみなされ、同人に課徴金が課せられることになる。
【課徴金額】　73万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年10月22日
課徴金納付命令日　平成22年11月16日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑫　東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成22年11月16日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、東陽監査法人に所属する公認会計士であったが、株式会社幸進（以下「幸進」という。）の設立業務に従事していた者が職務に関し知り、その後、同者から、東陽監査法人に所属する課徴金納付命令対象者とは別の公認会計士が職務上伝達を受けた、幸進が株式会社リオチェーンホールディングス（以下「リオチェーンＨＤ」という。）の株式の公開買付けを行うことを決定した事実を、その職務に関し知りながら、この事実が公表された平成21年７月28日より前の同月６日から同月９日までの間に、自己の計算において、リオチェーンＨＤの株式合計１万2,100株を買付価額458万9,700円で買い付けた。
なお、公認会計士が内部者取引を行ったとして課徴金納付命令勧告を行った事案は本件が３件目（公認会計士としての職務に関し知った情報を元に内部者取引を行った事案としては２件目）である。
【課徴金額】　118万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年11月16日
課徴金納付命令日　平成22年12月16日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑬　ＳＢＩフューチャーズ株式に係る株式交換比率算定補助業務従事者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成22年11月26日